

九州ビルヂング協会入会金および会費細則

- 第 1 条 会則第7条に定める入会金および第27条第1項ならびに第2項に定める会費の徴収はこの細則による。
- 第 2 条 本会の会費は、会員会費と臨時会費とに分ける。
- (1) 会員会費は、福岡県内にあるビルヂングの所有者又は管理者である県内会員においては、1社年額3万円の基本会費ならびに建物延1平方メートル当たり年額6円の面積割り会費の合計額とし、100円未満の金額については四捨五入とする。
- 県外会員においては、1社年額3万円の基本会費のみとする。
- (2) 臨時会費は、総会、又は例会の決定、或は会員の承認を得た諸事業への会員参加費および分担金等とする。
- (3) 会費のほか、機関誌購入費として年5,000円を徴収する。
- 第 3 条 本会に入会する会員は、入会と同時に入会金2万円を納入しなければならない。
- 第 4 条 新入会員の会費は入会決定の月から月割で計算する。
- 第 5 条 会員会費の納期は6月、臨時会費の納期はその都度とし、各納期に会費納入通知書を送付する。ただし、本細則の改定ある場合は、総会開催の翌月6月を納期とする。
- 第 6 条 既納の入会金および会費は、会則第28条の定めにより、如何なる理由がある場合においても返戻しない。
- 第 7 条 この細則は、平成31年2月7日から実施する。

昭和 52 年 3 月 改定

昭和 56 年 4 月 改定

昭和 59 年 4 月 改定

平成 25 年 5 月 23日 改定

平成 30 年 5 月 17日 改定

平成 31 年 2 月 7日 改定